

いちき串木野市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等に係る契約を地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の5の2の規定により、資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)の実施について、いちき串木野市契約規則(以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を有する者で、いちき串木野市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。
- (5) 条件付一般競争入札の対象となる工事において、現場代理人、主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。
- (6) 公告から入札時までの期間において、いちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) いちき串木野市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がないこと。
- (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更正手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、建設業法等の法令、規則等に違反していないこと。

(参加条件及び対象工事)

第3条 条件付一般競争入札に参加できる者の参加条件及び対象工事の要件は、いちき串木野市建設工事等指名委員会に諮り、市長が決定するものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、条件付一般競争入札を実施する場合は、契約規則第2条の規定に基づき公告するものとする。

(入札参加の手續)

第5条 前条の規定により公告された条件付一般競争入札に参加しようとする者は、同条の規定による公告において指定された期日までに、入札参加申込書を市長に提出しなければならない。

(入札参加者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込があった入札参加希望者に係る入札参加資格について審査を行うものとする。

2 市長は、審査の結果、入札参加資格を有する者をすべて入札参加者として決定し、入札参加資格を有しないことを確認した者に対してはその理由を付して通知するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第7条 対象工事に係る設計図書等の閲覧は、前条に規定する入札公告の日から入札の日の前日まで行うものとする。

2 設計図書等に関する質問等は、所定の期日までに書面により行わなければならない。この場合において、質問等の提出期間、提出場所、提出方法等は、入札公告において定めるものとする。

3 市長は、前項の書面を受理したときは、速やかに回答を作成し、市長が指定する場所において、あらかじめ定めた方法により、閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにしておくものとする。

(入札保証金)

第9条 条件付一般競争入札に係る入札保証金は、これを免除するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、あらかじめ入札公告において、その旨を明らかにしておくものとする。

(建設工事以外の準用)

第11条 建設工事以外で条件付一般競争入札を実施する場合は、この要綱を準用するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。